

桂月の文学碑を訪ねて特別編

桂月メダル

制作者 高村光太郎



桂月メダル

このメダルは、「乙女の像」の作者である高村光太郎が作っています。中央に桂月の肖像が彫られ、周囲には「大町桂月翁」「武田千代三郎氏・小笠原耕一氏」「十和田国立公園功労者」と刻字されています。光太郎のメダル制作に関する日記を抜粋して紹介します。

昭和28年

8月4日(火)

大町桂月のメダルをはじめ、夕方看ゴ婦注射にくる。

8月5日(水)

看ゴ婦は今日は来ず、大町桂月メダルいぢる、：

9月9日(水)

朝夕すすし、メダル石膏仕上げ、一枚ぬく、：

9月10日(木)

メダル複製仕上げ、：

9月27日(日)

ひるま暑 午前十時頃、大町桂月の長男芳文氏夫妻と文京区文化係中山忠勝といふ人来る、メダルなど見せる、亡き父に似てゐるとの事、：

この日記から、すぐれない体調のなかでメダルを制作したことが分かります。光太郎は昭和31年、74歳にしてこの世を去っています。

十和田国立公園指定15周年記念に、文人大町桂月、県知事武田千代三郎、十和田村長小笠原耕一の3氏の功労をたたえる顕彰碑として、乙女の像が建立され、除幕式には3功労者の子孫とともに、光太郎も出席しています。このメダルは、除幕式で関係者へ配布したといわれています。

この貴重なメダルの一つが、奥入瀬溪流館に展示されています。また、花巻市の高村光太郎記念館にも展示されています。

平成18年5月1日号から連載してきた「桂月の文学碑を訪ねて」は、今回で終わりとなります。

長い間、読み親しんでくださいます。ありがとうございます。

問い合わせ先 総務課文書広報係

(☎)5111内線156

税源移譲に伴う経過措置

平成20年度からの住民税申告にあたって

申告が必要

対象者は市県民税が控除・減額されます

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかったかた

対象 次のすべてに該当するかた

- ①平成11年から18年末までに入居したかた
- ②平成19年分以降の所得税において住宅ローン控除額の適用があるかた
- ③税源移譲により所得税から控除できる住宅ローン控除額が減少したかた

申告方法 ①給与所得者で年末調整のみのかた

=住宅ローン控除申告書に源泉徴収票を添付して、税務課に提出してください(借入金年末残高を記入する欄がありますので写しをとっておいてください)。

②確定申告をされるかた

=確定申告書を提出する際に住宅ローン控除申告書を一緒に税務署に提出してください。

申告期限 平成20年3月17日

申告書配布場所 平成20年1月中旬以降税務課、十和田税務署

対象期間 平成20年度から28年度まで適用されます。対象になる期間は、毎年申告が必要です。

平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなったかた

対象 次のすべてに該当するかた

- ①平成19年度市・県民税の課税所得金額(申告分離課税分の所得を除く)が、所得税との人的控除額の差の合計額を超える
- ②平成20年度市・県民税の課税所得金額(申告分離課税分の所得を含む)が、所得税との人的控除額の差の合計額以下である

申告期間 平成20年7月1日~31日

※本制度は平成20年度市・県民税の課税所得金額が確定してから減額申告書を提出することになります。

※本制度は、平成19年度分のみ適用されます。

申告場所 平成19年1月1日現在の住所地の市町村
※転出したり他の市町村から転入されたかたは、申告書の提出先を間違えないように注意してください。

※詳細についてはお問い合わせください。

詳しくは市ホームページを参照してください。

<http://www.net.pref.aomori.jp/city/towada/>

問い合わせ先 税務課 (☎)5111内線184・185・186